

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	郡上市 (212199)
地域名 (地域内農業集落名)	八幡相生 地域 (門原、中山、鈴原、腰細、寺本、雛成、田口、向、荒倉、東安久田、西安久田、東乙原、名津佐、西乙原、久造、森、黒佐、万場、足瀬、新宮、北、阿瀬尾、小谷通、高畑、宇留良)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	89.56 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	89.56 ha
② 田の面積	57.89 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	31.67 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.09 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	4.63 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・地区ごとの農地面積規模は小さく、一部に任意の集落営農があるものの、水稻自作農家がほとんどを占めている。
- ・農家の高齢化がすすみ、営農継続が困難になりつつある。認定農業者が不在の山間地域(特に那比地区)では、既に再生不能となった農地も多数存在する。
- ・用水の老朽化等による傷みや漏水が発生しており、再整備の要望がある。水利の確保が課題の地域がある。(門原、北・阿瀬尾)
- ・鳥獣害がひどく農家の営農意欲の減退が懸念される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・小規模農家の継続支援とともに、地元の認定農家のほか、入り作の認定農業者や畜産農家(飼料用作物)への農地集積と集約を進め、効率的な農地利用を図っていく。
- ・中山間地域等直接支払集落協定、多面的機能支払活動組織などを母体にした農地を守る営農組織の活動を推進して農地の保全を図る。
- ・獣害対策の必要な地区では、十分な対策を講じ、安心して耕作できる体制を確立する必要がある。
- ・地域農業の維持については集落営農の活動で維持していく(東乙原)

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理機構への集積を進め、効率的な農地利用を図る。 ・農業を担うものは、中心となる法人のほか、地元畜産農家(飼料用作物)や入り作を希望する認定農業者や新規就農者の受け入れを促進することで対応する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	11.76	%	将来の目標とする集積率
			14 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
複数の集落協定間での活動の連携による効率的な農地保全や集落機能を維持する体制づくりを進める中で、随時目標地図を更新しながら農用地の集団化(集約化)を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、農地中間管理機構を通じて集団化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
土地改良施設の老朽化対策、効率よく作業や運搬ができる規格の農地・農道の整備に取り組む。 ・相生中央用水路、門原用水路、大野原用水路、那比用水路の改修事業 ・那比地内で農道の整備
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・那比地区の一部では営農組織設立の機運があり、積極的な支援で早期の実現を図る(森・黒佐) 候補を含む若い担い手が数名あり、その育成のために伴走支援を強化する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣害が顕著な地区では恒久柵の設置、捕獲など地域ぐるみで鳥獣害対策をの展開を図る。
⑦中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用して農地の保全を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻、麦、そば、WCS	2.95 ha	ha	水稻、麦、そば、WCS	0.73 ha	ha		
認農	B	肉用牛、牧草	0.26 ha	ha	肉用牛、牧草	1.56 ha	ha		
認農	C	肉用牛、牧草	0 ha	ha	肉用牛、牧草	3.33 ha	ha		
認農	D	施設野菜(トマト)	0.19 ha	ha	施設野菜(トマト)	0.19 ha	ha		
利用者	E	水稻	2.28 ha	ha	水稻	2.28 ha	ha		
利用者	F	水稻	4.53 ha	ha	水稻	3.66 ha	ha		
認農	G	酪農、牧草	0.32 ha	ha	酪農、牧草	0.32 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	7経営体		10.53 ha	0 ha		12.07 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。